



# 国際パラ・スケルトン競技規則 2018年版

## 国際パラ・スケルトン競技規則 2018 年版

この文書で明確に記載していることを除いて、**現在の**国際スケルトン競技規則に記載されている全条文は、パラ・スケルトンに同等に適用する。この文書の参照番号は、**現在の**国際スケルトン競技規則の条項番号と一致している。

### **第 1. 4 項 — 国際トレーニング期間**

パラ世界選手権大会の主催者は、大会に備えるために国際トレーニング期間を 1 回提供しなければならない。国際トレーニング期間は、計画されているパラ世界選手権大会と同じ競技シーズン中に行われなければならない。主催者が、前競技シーズンに同じトラックでワールドカップを開催した場合は、この国際トレーニング期間の実施は免除される。

パラ世界選手権大会を控えた期間中、主催者は、スケルトンの練習滑走を最高で 12 ユーロの料金で提供しなければならない：

### **第 1. 6 項 — 性別**

パラワールドカップ及びパラ世界選手権大会において、競技は男女混合である。

### **第 3 項 — 参加資格**

他の特定要件に加え、パラ大会のために、選手は、IBSF パラスポーツクラス分けマニュアルで定められたクラス分け作業を完了していなければならない、PS（パラ・スケルトン）に分類されなければならない。

### **第 4 項 — 大会参加資格**

パラ世界選手権大会において、各国から各種目に男子 2 名及び女子 2 名以上の参加となる場合を除いて、各種目にランキングされている全選手は参加資格がある。当該シーズンに少なくとも 2 つの異なったトラックにおいて開催された大会に最低 3 回参加し、順位結果を持つパイロットだけが参加資格を有している。

パラワールドカップにおいては、すべての国のすべての選手が参加できるが、最終競技結果順位における各国の男女それぞれに上位 3 選手のみが、IBSF ランキングポイントを獲得できる。主催者は、トラックの限界に起因する必要に応じて、種目ごとの最大参加者数を制限することができる。この制限は招待状において告知される。最大参加者数を越えた場合、各国は、1 種目につき男女それぞれに 3 人までの選手に限定され、参加資格は登録時刻の早さにより決定される。

### **第 4. 4 項 — コンチネンタル選手権大会**

コンチネンタル選手権大会の参加資格は、コンチネンタル選手権大会がパラ・ワールドカップ大会と同一開催する場合は、パラ・ワールドカップと同一とする。

## 第5項 - 大会運営

パラ競技大会において、IBSFが統括組織である。

## 第6項 ジュリーと技術代表

パラ世界選手権大会及びパラワールドカップにおいては

- －技術代表 1名
- －ジュリープレジデント 1名
- －ジュリーメンバー 2名
- －ジュリーアシスタント 必要に応じて
- －マテリアル検査官 1名または2名

## 第8.6項 - エントリー

パラ・スケルトン大会のエントリー代は、IBSFと大会主催者間で相互合意され、大会招待状により告知される。

## 第10.1項 - 公式練習

練習滑走は、ジュリーにより決定され、大会招待状あるいは最初のチームキャプテンズミーティングで告知される。すべてのパラ競技大会では、転倒せずに成功した練習滑走2本が、競技大会への参加のために求められる。

## 第10.2項 - 練習中のスタート順

パラ・スケルトンに関して、練習最終日のスタート順は、男女を合わせたIBSFランキング表に従ったものとする。大会のために3日以上以上の練習日が提供された場合、3日目のスタート順は1日目と同一とし、4日目のスタート順は2日目と同一とし、以下、競技前の最終練習日を除き同様とする。

## 第10.6.1項 - 競技滑走

パラ世界選手権大会では、4本の滑走が行われる。パラワールドカップでは、2本の滑走が行われる。

## 第10.6.8項 - スタート

パラ・スケルトンにおいて、選手は、そりを押すために片脚のみ使用することができる。他の足あるいは残存肢は、そりに乗せたり、選手がそりに乗り込むまで宙につるしておくことができる。トラックの特性に応じて、ジュリーは競技のスタート位置を決定する権利がある。

## 第11.1項 - 競技シリーズのランキング表



パラ・スケルトンは、競技シリーズランキング及び賞が適用される競技シリーズ一覧に加えられている。

#### **第11. 2項 - IBSFランキング表**

パラワールドカップのパラ・スケルトンのランキング表は、NAC/ECシリーズの競技と同様に取り扱われ、第11. 3項の同じポイント表が使用される。

#### **第14. 5項 - サドル**

委員会の見解が、

(1) 改造が、選手が公正で安全に他の選手と競うために必要であること 及び

(2) 改造が、選手に何らかの競争上の優位性を与えるものではないこと である場合、選手の特異な上肢障害に対応するためのサドルの隆起部への特別な改造は、個別的に、IBSFパラスポーツ委員会によって、競技に先だって承認されることがある。

IBSFパラスポーツ委員会の決定は、この件における最終のものであり、抗議対象とならない。